

○加賀市イノベーションセンター条例施行規則

平成30年3月31日

規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、加賀市イノベーションセンター条例(平成30年加賀市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により加賀市イノベーションセンター(以下「センター」という。)の使用の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を明記した使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) センターを使用する時間。ただし、条例第6条第3項の規定によりインキュベーションルームの使用の許可を受けようとする者は、その使用する期間
- (2) 条例第10条の規定により特別設備の設置等の許可を受けようとする者は、当該設備等の概要
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用する場所及び使用する目的その他市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第6条第1項の規定によりセンターの使用を許可したときは、使用許可書を申請者に交付する。

(使用者の遵守事項)

第3条 条例第6条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の許可を受けた施設、設備、器具等以外のものを使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は公の秩序を乱し、若しくは善良な風俗を害するおそれがあるものを入館させないこと。
- (3) 火災等の発生を防止する措置をとること。
- (4) センター内において許可なく広告、はり紙その他これに類するものを掲示しないこと。
- (5) 使用許可時間を厳守すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、使用許可に際し付された条件に従うこと。

(インキュベーションルームを使用することができるもの)

第4条 条例第6条第3項の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次のいずれにも該当するもの

ア 情報通信技術又は人口知能等のテクノロジーを活用し、本市の地域活性化又は地域産業の高度化に寄与すると認められるもの

イ インキュベーションルームの使用を終えたとき(条例第7条第2項に規定する範囲内で市長が許可した期間を終え、インキュベーションルームを退去したときをいう。)以後も加賀市内において引き続き事業を継続する予定があるもの

ウ 1月につき5日以上インキュベーションルームにおいて執務することができるもの

エ 法人にあっては次のいずれかに該当するもの

(ア) 設立10年以内のもの

(イ) 市との連携協定等に基づくイノベーション関連施策を効果的に推進するために、サテライトオフィス等として活用しようとするもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(インキュベーションルームの使用許可の更新)

第5条 インキュベーションルームの使用の許可を受けた者であってその使用許可期間の終了後においても引き続き使用を希望するものは、使用許可期間終了の1月前までに、第2条の使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

(附属設備使用料)

第6条 附属設備使用料は、別表のとおりとする。ただし、次に掲げる者は無料とする。

(1) 18歳未満の者

(2) 市内に住所を有する者

(3) インキュベーションルーム又は研究室の使用の許可を受けた者

(4) 市内に主たる事業所を有する法人に所属する者

(5) 前各号に掲げる者のほか市長が特に認める者

2 前項の規定に関わらず、営業、宣伝その他これらに類する目的で使用する者は、別表の附属設備使用料を前納しなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第8号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月2日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の加賀市イノベーションセンター条例施行規則第4条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後のインキュベーションルームの使用の許可について適用し、施行日前にしたインキュベーションルームの使用の許可については、なお従前の例による。

別表(第6条関係)

附属設備使用料

(単位：円)

附属設備名	単位	金額
ものづくりルーム附属設備	1式1時間	5,500
セミナールーム附属設備	1式1時間	5,500
クリエイタースタジオ附属設備	1式1時間	300
オンラインルーム附属設備	1式1時間	200
カンファレンスホール附属設備	1式1時間	1,000

備考

使用時間が1日あたり4時間を超える場合は、4時間分の金額とする。